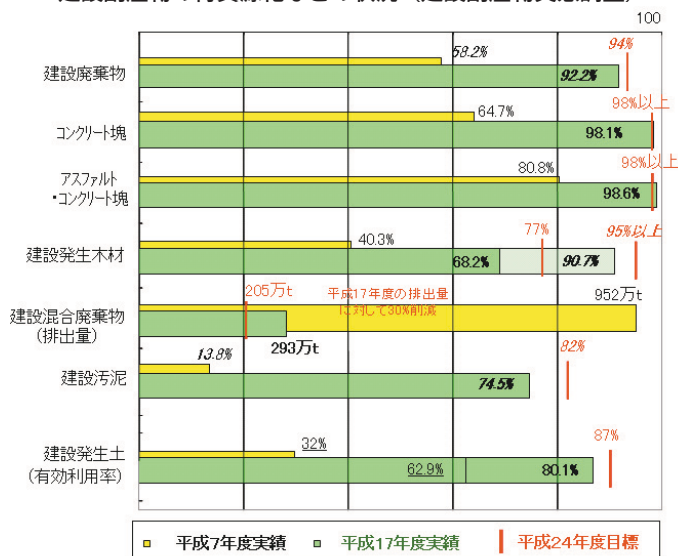


循環型の経済社会 システムの構築

～建設分野における3Rの推進～

総合政策局 事業総括調整官室

建設副産物の再資源化などの状況（建設副産物実態調査）



リサイクル原則化ルールとは？

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊について、一定条件の下で公共工事におけるリサイクルを排出側、利用側工事ともに義務化するもの。民間による中間処理施設の立地を促した結果、民間工事から排出されるものも含め、コンクリート塊のリサイクル率の向上に寄与しました。

建設リサイクル法とは？

一定規模以上の建設工事において分別解体やコンクリート塊などのリサイクルを義務づけるもので、効果としてはコンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊だけではなく、建設廃棄物全体のリサイクル等率（焼却、脱水による最終処分量の削減を含む）の向上に寄与しました。

建設リサイクル推進計画の数値目標

対象品目	指標	推進計画2002 (H17目標)	H17実績	H22目標 (中間目標)	H24目標	H27目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98%以上	98.6%以上	98%以上	98%以上	98%以上
コンクリート塊		96%以上	98.1%以上	98%以上	98%以上	98%以上
建設発生木材		60%	68.2%	75%	77%	80%
建設発生木材 ^{※1}	再資源化・縮減率	90%	90.7%	95%	95%以上	95%以上
建設汚泥 ^{※1}		60%	74.5%	80%	82%	85%
建設混合廃棄物	排出量	363.6万t (H12比-25%)	292.8万t	220万t (H17比-25%)	206万t (H17比-30%)	175万t (H17比-40%)
建設廃棄物全体 ^{※1}	再資源化・縮減率	88%	92.2%	93%	94%	94%以上
建設発生土	有効利用率 ^{※2}	(75%)	(62.9%)	(80.1%)	85%	90%

※1 削減を含む。
 縮減とは、焼却、脱水などにより廃棄物の量を減らす行為をいう
 ※2 ()の数字は現場内完結利用を含まない有効利用率

国土交通省では、公共工事におけるリサイクル原則化ルール、建設リサイクル法などにより、建設廃棄物や建設発生土のリサイクルに取り組んでいきます。

しかしながら、まだリサイクル率の低い品目もある上、不法投棄量の約7割が建設廃棄物とされるなどの課題が残されていることから、国土交通省では、昨年4月に20～24年度を計画期間とする「建設リサイクル推進計画2008」を策定し、新たな数値目標の下、規制的な手法に加えて、関係者に積極

的に働きかけ、国民の理解と参画のもと、民間主体の創造的な取組みを推進力とした新たな3R[※]推進手法の構築を目指すこととしました。

具体的には質の高いリサイクルを行っている企業の評価、民間の技術開発の促進と活用の仕組みの検討を行うことや、地球温暖化対策や環境保全といった他の環境政策との統合的展開を打ち出しており、最終処分量を減らすだけでなく、資源投入量の最小化、温室効果ガス排出の削減なども建設リサイクル施策の目的の一つとして、取組みを進めることとしています。

今後とも建設リサイクル施策に対して、多くの関係者の理解と協力をお願いするとともに、関係者が連携を図り建設リサイクルに取り組める環境整備に努めて参ります。

※ Reduce＝発生抑制、Reuse＝再使用、Recycle＝再生利用

建設リサイクルについての詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/>